Ⅱ 意見公募手続及び任意の意見募集の状況等

Ⅲ-1 行政手続法に基づく意見公募手続等の状況

- 1 意見公募手続等の状況
 - (1) 意見公募手続等及び命令等の数

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及びこれに 関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定め て広く一般の意見を求めなければならない。(法第39条第1項)

命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。(法第40条第2項)

(注)「同条第1項」・・・第39条第1項

〇 命令等

内閣又は行政機関が定める、①法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。)又は規則、②審査基準、③処分基準、④行政指導指針

〇 法律に基づく命令

法律に基づき定められる政令、府省令、(行政委員会の) 規則

〇 命令等制定機関

命令等を定める機関(閣議の決定により命令等が定められる場合にあっては、当 該命令等の立案をする各大臣)

平成 21 年度に、①行政手続法第 39 条第 1 項に基づき行われた意見公募手続及び②同法第 40 条第 2 項に基づき、委員会等により行われた意見公募手続に準じた手続(以下、①及び②を合わせて「意見公募手続等」という。)の合計は、表 1 のとおり、765 件であり、同手続等を経て、公布・決定等を行った命令等の数は、1,354(政令:96、府省令等:472、告示:497、審査基準:224、処分基準:21、行政指導指針:44)である。

表1 意見公募手続等及び命令等の数(府省等別)

女工 心儿口分				i・決定	等を行っ	た命令	等の数	
府省等名	意見公 募手続 等数	政令	府省令等	告示	審査基準	処 分 基 準	行 政 指 销 針	合 計
内 閣 官 房	0	-	-	-	-	_	-	_
内閣法制局	0	_	-	-	-	_	-	_
人 事 院	1	0	1	0	0	0	0	1
内 閣 府	7	5	3	3	1	0	0	12
宮 内 庁	0	_	_	_	_	_	-	_
公正取引委員会	3	1	5	1	0	0	2	9
国家公安委員会 (警察庁)	11	3	12	2	1	0	0	18
金 融 庁	39	4	62	31	15	11	0	123
消費者庁	13	7	17	4	3	0	0	31
総 務 省	72	4	72	104	16	0	0	196
公事調整委員会	1	0	1	0	0	0	0	1
法 務 省	17	1	19	4	0	0	2	26
外 務 省	0	-	-	-	_	-	-	_
財 務 省	15	4	7	3	1	1	3	19
文部科学省	35	2	23	7	10	0	5	47
厚生労働省	163	26	64	87	27	0	12	216
農林水産省	116	10	56	89	10	1	18	184
経済産業省	126	17	67	71	112	0	2	269
国土交通省	102	7	45	58	23	8	0	141
環 境 省	39	3	16	33	2	0	0	54
防 衛 省	5	2	2	0	3	0	0	7
会計検査院	0	_	_	_	_	_	_	_
合 計	765	96	472	497	224	21	44	1, 354

- (注) 1 総務省における「意見公募手続等数」及び「公布・決定等を行った命令等の数」(府 省令等)のうち、2件(2省令)は、意見公募手続に準じた手続を実施したもので ある。
 - 2 「公布・決定等を行った命令等の数」が「意見公募手続等数」より多いのは、複数の命令等の案が1回の意見公募手続の対象とされる場合があるためである。
 - 3 意見公募手続後の事情の変更により、命令等の公布・決定等を行わなかったものは 4件(国土交通省)ある。
 - 4 表中の「告示」は、「法律に基づく命令」に含まれる「処分の要件を定める告示」である。

(2) 意見提出期間及び提出意見の状況

第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して 30 日以上でなければならない。(法第39条第3項)

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、30 日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第 3 項の規定にかかわらず、30 日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。(法第 40 条第 1 項)

ア 意見提出期間

意見公募手続等における意見提出期間の設定状況は、表2のとおりである。意見提出期間として、30日以上の日数が確保されているものは、765件のうち712件(93.1%)である。

_	20 10000	← H1\(\rangle \rangle \ran	V + V =							
ſ			意見提出期間							
		14 日	15~	25~	20 🗆	31~	35~	45 日	計	
		以下	24 日	29 日	30 日	34 日	44 日	以上		
Ī		37	12	4	474	230	8	0		
	意見公募	(4.8%)	(1.6%)	(0.5%)	(62.0%)	(30.1%)	(1.0%)	(0%)	765	
	手続等数	53			712				(100%)	
ı			(6.9%)			(93.1	%)			

表 2 意見提出期間の状況

(注)上記のうち、意見公募手続に準じた手続を実施した案件(2件)は、「30日」が1件、「31日~44日」が1件である。

意見提出期間が 30 日未満のものは、765 件のうち 53 件 (6.9%) であり、30 日未満となった理由は、次のとおりである。

○ 意見提出期間が30日未満となった主な理由

- ・ 命令等の制定の根拠となる法令の公布・決定等から施行までの期間が短く、当該 法令の施行に併せて命令等を定めるためには、意見提出期間を短縮する必要がある ため。
- ・ 意見公募手続の対象となる命令等が定められたことを受け、地方公共団体等において十分な準備期間を確保する必要があるため。
- ・ 制度を円滑に施行するために、国民等への十分な周知期間を確保する必要があるため。

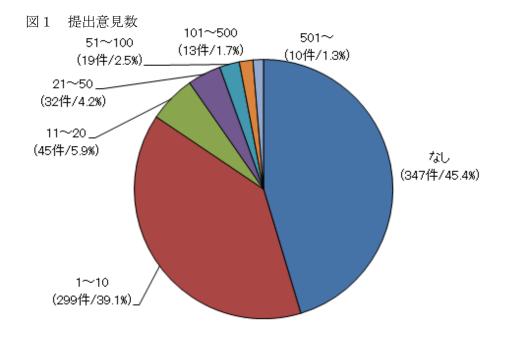
イ 提出意見数

意見公募手続等 765 件のうち、提出意見のあるものは 418 件 (54.6%)、提出意見のないものは 347 件 (45.3%) である。

提出意見数の内訳は、図1のとおり、765件中、「1~10」は299件、「11~20」は45件、「21~50」は32件、「51~100」は19件、「101~500」は13件、「501以上」は10件である。

提出意見の総数は23,579であり、意見公募手続等1件当たりの提出意見数は約31

である(提出意見のあった意見公募手続等についてみると、1件当たり約56)。



(3) 提出意見の考慮状況

ア 意見考慮期間

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出 期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を十 分に考慮しなければならない。(法第 42 条)

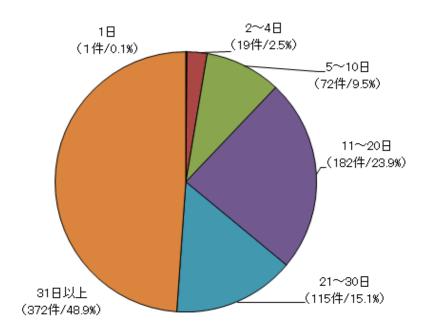
意見考慮期間(意見提出期間終了から命令等の公布・決定等までの期間)は、表 3 及び図 2 のとおりである。平成 21 年度に命令等の公布・決定等を行った意見公募手続等 761 件中、「1日」は 1件、「2~4日」は 19 件、「5~10日」は 72 件、「11~20日」は 182 件、「21~30日」は 115 件、「31日以上」は 372 件である。意見考慮期間が 5日以上のものは、全体の 97.4%に当たる 741 件である。

- (注) 1 「平成 21 年度に命令等の公布・決定等を行った意見公募手続等 761 件」は、 意見公募手続等数 765 件のうち、命令等の公布・決定等を行わなかった 4 件を除 いたものである。
 - 2 意見公募手続に準じた手続を実施したもの(2件)は、「31 日以上」に含まれている。

表3 意見考慮期間の状況

_	20 /00/00 3	(A) (E() (A) (1) (A) (A)	7100					
				意見	考慮期間			
		1 [$2\sim$	5 ~	11~	21~	31 日	計
		1 日	4 日	10 日	20 日	30 日	以上	
Γ		1	19	72	182	115	372	
	意見公募	(0.1%)	(2.5%)	(9.5%)	(23.9%)	(15.1%)	(48.9%)	761
	手続等数	20	0		,	741		(100%)
		(2.6	6%)		(9'	7.4%)		

図2 意見考慮期間



イ 提出意見の反映状況

提出意見がある 418 件のうち、提出意見を考慮した結果、命令等の案の修正を行うなど、提出意見を反映したものは 136 件(32.5%) ある。

(4) 結果の公示状況

平成21年度の意見公募手続等765件中、命令等の公布・決定等を行い、同年度中に結果の公示を行ったものは、758件(99.1%)である。

ア 命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令 等の公布(公布をしないものにあっては、公にする行為)と同時期に、次に掲げる 事項を公示しなければならない。

- 1 命令等の題名
- 2 命令等の案の公示の日
- 3 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
- 4 提出意見を考慮した結果 (意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。) 及びその理由 (法第43条第1項)

命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間は、表 4 及び図 3 のとおりである。 平成 21 年度に命令等の公布・決定等を行い、同年度中に結果の公示を行った 758 件中、公布・決定等よりも「結果の公示を先に実施」したものは 51 件、公布・決定等と結果の公示が「同日」のものは 400 件、公布・決定等の「1 日」後のものは 94 件、「 $2\sim4$ 日」後のものは 68 件、「 $5\sim10$ 日」後のものは 64 件、「 $11\sim20$ 日」後のものは 32 件、「 $21\sim30$ 日」後のものは 18 件、「31 日以上」後のものは 31 件である。

命令等の公布・決定等の翌日までに結果の公示をしたもの(上記「結果の公示を先

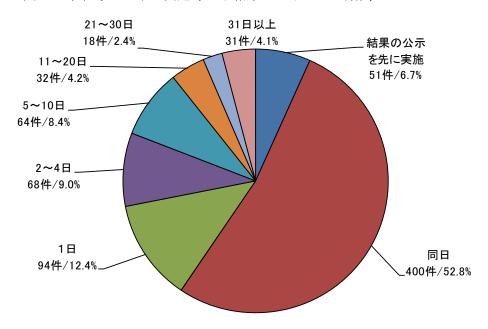
に実施」、「同日」及び「1日」の合計)は、全体の 71.9 パーセントに当たる 545 件である。さらに、結果公示までの期間が 5 日未満のもの(翌日までに結果の公示をしたものと「 $2\sim4$ 日」の合計)は、全体の 80.8 パーセントに当たる 613 件である。

- (注) 1 「平成 21 年度に命令等の公布・決定等を行い、同年度中に結果の公示を行った 758 件」は、意見公募手続等数 765 件のうち、命令等の公布・決定等を行わなかっ た 4 件及び 21 年度末までに結果の公示が行わなかった 3 件を除いたものである。
 - 2 上記のうち、意見公募手続に準じた手続により実施された案件 (2件) は、「1日」及び「 $21\sim30$ 日」に含まれている(各 1件)。

_	女子 明1	1 4 4 5 TVIII	D C/C 17 14	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	47.00	< \2011L1				
I		命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間								
		結果公 示を先 に実施	同日	1日	2~ 4日	5~ 10 目	11~ 20 日	21~ 30 日	31 日 以上	計
	意見公募	51 (6. 7%)	400 (52. 8%)	94 (12. 4%)	68 (9.0%)	64 (8. 4%)	32 (4. 2%)	18 (2. 4%)	31 (4. 1%)	758
ı	手続等数		613	(80.8%)			145 (10 10/)		(100%)
ı			545 (71.9%	6)			145 (19. 1%)		

表 4 命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間

図3 命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間



イ 提出意見の公示状況

平成 21 年度に命令等の公布・決定等を行ったものについて、提出意見の公示状況をみると、提出意見がある 418 件のうち、「提出された意見(原文)」を公示しているものは 69 件(16.5%)、「提出された意見を整理・要約したもの」を公示しているものは 360 件(86.1%)である(複数に該当するものがある)。

また、「提出意見を考慮した結果及びその理由」を公示しているものは 381 件 (91.1%) である。

2 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施したもの(法第 39 条第4項各号に該当する命 令等)の状況

命令等制定機関は、第39条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

- 1 命令等の題名及び趣旨
- 2 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

(法第 43 条第 5 項)

- (注) 法第39条第4項各号については、参考資料1参照。
- (1)命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施した件数及び命令等の数 平成21年度に、行政手続法第39条第4項各号に該当するため、意見公募手続を 実施せずに命令等の公布・決定等を行ったものは、表5のとおり、313件である。 また、公布・決定等を行った命令等の数は389である。

表 5 行政手続法第39条第4項各号に該当する命令等数

	法第 39 条		公布	決定等	ទを行っ た	た命令等の	の数	
府省等名	第4項各号 該当の件数	政令	府省令等	告 示	審査基準	処 分 基 準	行 指 指 針	合計
内 閣 官 房	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
人 事 院	0	0	0	0	0	0	0	0
内 閣 府	5	4	1	0	0	0	0	5
宮 内 庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公 正 取 引 委 員 会	1	0	2	0	0	0	0	2
国家公安委員会 (警察庁)	6	2	3	2	1	0	0	8
金 融 庁	14	2	10	21	7	0	0	40
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総 務 省	29	3	18	10	0	2	0	33
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
法 務 省	8	1	7	0	0	0	0	8
外 務 省	9	0	9	0	0	0	0	9
財 務 省	89	23	43	8	3	10	7	94
文部科学省	9	1	6	1	1	0	0	9
厚生労働省	100	18	26	63	1	0	0	108
農林水産省	11	1	12	9	0	0	0	22
経済産業省	15	3	7	18	1	0	1	30
国土交通省	13	2	5	5	3	0	0	15
環 境 省	0	0	0	0	0	0	0	0

防 衛 省	4	2	1	2	1	0	0	6
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	313	62	150	139	18	12	8	389

- (注) 1 「公布・決定等を行った命令等の数」が「法第 39 条第 4 項各号該当の件数」より多いのは、複数の命令等についてまとめて公示を行う場合があるためである。
 - 2 表中の「告示」は、「法律に基づく命令」に含まれる「処分の要件を定める告示」である。
- (2)命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施した理由(法第39条第4項各号への該当状況) 法第39条第4項各号に該当するため、平成21年度に意見公募手続を実施しなかった313件について、同条同項各号への該当状況をみると、表6のとおり、用語の整理や条項の移動など、法令の整合性を確保するために必要となる形式的改廃である第8号に該当する案件が112件と最も多い。

表 6 行政手続法第 39 条第 4 項各号の該当状況

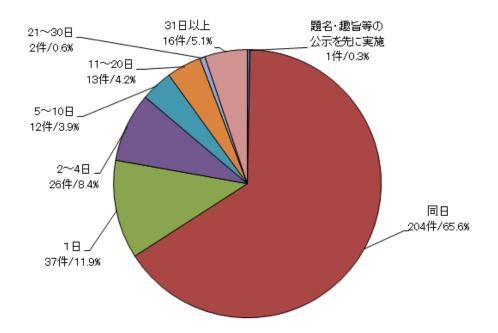
	行政手続法第 39 条第 4 項の各号	件数
第1号	公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実 施することが困難であるとき	65
第2号	納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき	98
第3号	予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法 その他の事項を定める命令等を定めようとするとき	21
第4号	法律の規定により、委員会等の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき	17
第5号	他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に 同一の命令等を定めようとするとき	11
第6号	法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技 術的読替えを定める命令等を定めようとするとき	1
第7号	命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき	3
第8号	他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その 他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令 で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき	112

- (注) 案件により該当する号が複数ある場合がある。
- (3) 命令等の題名・趣旨等の公示までの期間

法第39条第4項各号に該当するため、平成21年度に意見公募手続を実施しなかった313件のうち、21年度に題名・趣旨等の公示が行われた311件について、命令等の公布・決定等から公示までの期間をみると、図4のとおりである。

命令等の公布・決定等よりも「題名・趣旨等の公示を先に実施」したものは 1 件、公布・決定等と題名・趣旨等の公示が「同日」のものは 204 件、公布・決定等の「1 日」後に題名・趣旨等の公示を行ったものは 37 件、「 $2\sim4$ 日」後のものは 26 件、「 $5\sim10$ 日」後のものは 12 件、「 $11\sim20$ 日」後のものは 13 件、「 $21\sim30$ 日」後のものは 26 件、のは 2 件、「31 日以上」後のものは 16 件である。

図4 公布・決定等から題名・趣旨等の公示までの期間



3 行政手続法が適用除外となる命令等の状況

次に掲げる命令等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。 (法第3条第2項、法第4条第4項)

- (注) 1 意見公募手続等は行政手続法の第6章で規定。
 - 2 「次に掲げる命令等を定める行為」(法第3条第2項各号及び法第4条第4項 各号)については、表7、表8及び参考資料1参照。

平成21年度に、①法第3条第2項又は②法第4条第4項に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布・決定等された命令等は252である。内訳は、①に該当するものは129、②に該当するものは123であり、①、②の各号の該当状況は、表7及び表8のとおりである。

表7 行政手続法第3条第2項各号の該当状況

	行政手続法第3条第2項の各号	命令等数				
第1号	第1号 法律の施行期日について定める政令					
第2号	恩赦に関する命令	0				
第3号	命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該 命令又は規則	15				
第4号	法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するもの を指定する命令又は規則	26				
第5号	公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等	71				
第6号	審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの	0				

表8 行政手続法第4条第4項各号の該当状況

	行政手続法第4条第4項の各号	命令等数
第1号	国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組 織について定める命令等	68
第2号	皇室典範第26条の皇統譜について定める命令等	0
第3号	公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公 務員の間における競争試験について定める命令等	4
第4号	国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令 等並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定 める命令等	9
第5号	会計検査について定める命令等	2
第6号	国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治 法第2編第11章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び 普通地方公共団体相互間の関係その他国と地方公共団体との関 係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等	21
第7号	行政手続法第4条第2項各号に規定する法人の役員及び職員、 業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について 定める命令等	19

Ⅱ-2 任意の意見募集の状況

1 実施件数

平成 21 年度に、行政手続法において意見公募手続等が義務付けられていない事項について、意見公募手続に準じる等の方法により、任意に意見募集が行われた案件(以下「意見募集案件」という。)は、表9のとおり、475 件である(21 年度末までに意見募集期間が終了したもの)。

表 9 任意の意見募集の状況

府省等名	案 件 数	府省等名	案 件 数
内 閣 官 房	15	法 務 省	13
内閣法制局	0	外 務 省	2
人 事 院	0	財 務 省	10
内 閣 府	119	文 部 科 学 省	12
宮 内 庁	0	厚生労働省	48
公正取引委員会	3	農林水産省	32
警 察 庁	3	経済産業省	65
金 融 庁	21	国土交通省	28
消費者庁	5	環境省	35
総 務 省	64	防 衛 省	0
公害等調整委員会	0	会計検査院	0
		合 計	475

2 意見募集の状況

(1) 意見募集を行った理由

平成 21 年度に、各府省等が任意で意見募集を行った理由は、意見募集案件 475 件中、「当該政策に係る閣議決定で意見募集を行うこと等とされているため」に該当するものは 115 件 (24.2%)、「審議会や研究会等の運営規則等に基づき、答申等の案について、意見を募集し参考とするため」に該当するものは 54 件 (11.4%)、「前述の理由に該当しないものの任意で当該政策の立案の検討に資するため」に該当するものは 286 件 (60.2%)、「その他」に該当するものは 25 件 (5.3%) である (複数に該当するものがある)。

(2) 意見募集期間

意見募集期間の設定状況は、表 10 のとおり、意見募集案件 475 件中、30 日以上確保されているものは 346 件 (72.8%) あり、行政手続法の規定に準じて実施されているものが多い。

表 10 章見募集期間の状況

_	1	く 10 / 忠 20/2	分米別 川り ⁰ / 1	ハわし						
	意見募集期間									
		14 日	15日~	25日~	30 日	31日~	35 日~	45 日	計	
L		以下	24 日	29 日		34 日	44 日	以上		
	案	55	60	14	202	112	21	11		
	件	(11.6%)	(12.6%)	(2.9%)	(42.5%)	(23.6%)	(4.4%)	(2.3%)	475	
	数		129 (27. 2%)			346 (72	2. 8%)		(100%)	
	//									

(3) 意見募集の公表方法

意見募集の公表方法は、図5のとおり、意見募集案件475件中、「e-Govへの掲載」が450件(94.7%)であり最も多く、次いで「各府省ホームページへの掲載」が418件(88.0%)、「窓口配布」が221件(46.5%)、「報道発表」が175件(36.8%)、その他が20件(4.2%)である(複数に該当するものがある)。

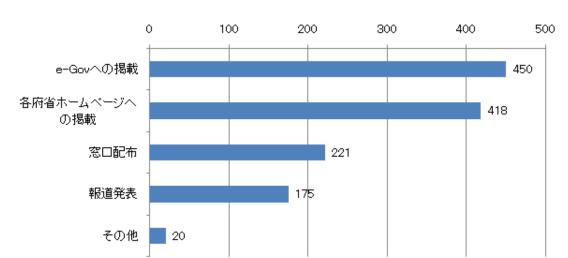


図5 意見募集の公表方法

3 提出意見数及び反映状況

(1) 提出意見数

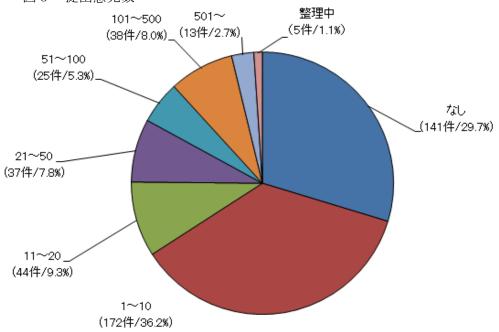
意見募集案件 475 件のうち、意見について整理中のもの 5 件を除いた 470 件中、提出意見のあるものは 329 件 (69.3%) で、提出意見のないものは 141 件 (29.7%) である。

提出意見数の内訳は、図 6 のとおり、「 $1\sim10$ 」は 172 件、「 $11\sim20$ 」は 44 件、「 $21\sim50$ 」は 37 件、「 $51\sim100$ 」は 25 件、「 $101\sim500$ 」は 38 件、「501 以上」は 13 件である。

提出された意見の総数は 218,418 であり、意見募集案件 1 件当たりの提出意見数は約 460 である(提出意見のある案件についてみると、1 件当たり約 664)。

(注) 意見募集案件(475件)中、意見の内容等について精査を要するため、平成21年 度末時点において整理中のものが5件ある。

図 6 提出意見数



(2) 提出意見の反映状況

提出意見を考慮した結果、当初の案の修正を行うなど、提出意見を反映したものは 149 件あり、提出意見のある案件(「整理中」の 5 件を除く。) 329 件の 45.3%を占めている。

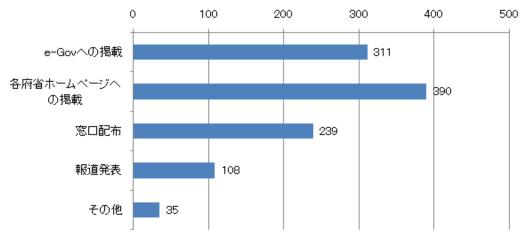
4 結果の公表状況

(1) 結果の公表を行った案件数及び公表方法

平成 21 年度に結果の公表を行った案件は、意見募集案件 475 件中、441 件 (92.8%) である。

結果の公表方法は、図7のとおり、意見募集案件のうち平成21年度に結果が公表された441件中、「e-Govへの掲載」が311件(70.5%)、「各府省ホームページへの掲載」が390件(88.4%)、「窓口配布」が239件(54.2%)、「報道発表」が108件(24.5%)、「その他」が35件(7.9%)である(複数に該当するものがある)。

図7 提出意見の公表方法



(2) 提出意見の公表状況

提出意見の公表状況をみると、提出意見のある案件 329 件中、「提出された意見(原文)」を公表したものは 142 件 (43.2%)、「提出された意見を整理・要約したもの」を公表したものは 254 件 (77.2%) である。

また、「提出意見を考慮した結果及びその理由」を公表したものは215件(65.3%)である(複数に該当するものがある)。

行政手続法(抄)

(第三条 第二項)

- 2 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。
 - 一 法律の施行期日について定める政令
 - 二 恩赦に関する命令
 - 三 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則
 - 四 法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則
 - 五 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等
 - 六 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの

(第四条 第四項)

- 4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等
 - 二 皇室典範 (昭和二十二年法律第三号) 第二十六条 の皇統譜について定める命令等
 - 三 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等
 - 四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等(入札の参加者の 資格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方になろうと する者に係る事項を定める命令等を除く。)並びに国又は地方公共団体の財産及び物 品の管理について定める命令等(国又は地方公共団体が財産及び物品を貸し付け、交 換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設 定することについて定める命令等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろ うとする者に係る事項を定めるものを除く。)
 - 五 会計検査について定める命令等
 - 六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十一章 に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等(第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる処分に係る命令等を含む。)
 - 七 第二項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等(これらの法人に対する処分であって、これ

らの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人 の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る命令等 を除く。)

(第三十九条 第四項)

- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
 - 一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。
 - 二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該 法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。
 - 三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額 の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を 定めようとするとき。
 - 四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項 若しくは第二項 若しくは国家 行政組織法第三条第二項 に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条 若しくは 第五十四条 若しくは国家行政組織法第八条 に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者 の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益を それぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。
 - 五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を 定めようとするとき。
 - 六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定 める命令等を定めようとするとき。
 - 七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等 の廃止をしようとするとき。
 - 八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

意見公募手続(パブリックコメント手続)の概要

命令等

- ① 政令、府省令等
- ② 審査基準、処分基準、行政指導指針

※地方公共団体が定める 規則、行政機関の内部組 織・相互の関係等を定める 一定の命令等を除く。

- ·<u>意見公募手続</u>の 義務付け
- ・一般原則の遵守



一般原則

命令等の制定等の際に

次の原則を適用

- i 法令の趣旨の遵守
- ii 制定後の内容の適正確保

